

一般財団法人栄仁会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人栄仁会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人佐賀大学における医学部附属病院の患者に対する慰安及び援助を行い、併せて、職員及び学生の学事研修等を支援するとともに、医学の研究及び医療の提供を支援し、もって医学の振興及び社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医学部及び附属病院の教育・研究活動に関する協力助成
- (2) 附属病院の運営に関する協力助成
- (3) 地域保健医療に対する振興助成
- (4) 患者に対する慰安等
- (5) 患者及び関係者に対する生活必需品等の低廉かつ適正な価格での供給
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会の決議を経て評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第9条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員7人以上12人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会長は、評議員会において選定し、及び解職する。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。

（任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第11条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬の総額の決定
 - (3) 評議員、理事及び監事の報酬並びに費用の支給の基準
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 長期借入金の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の設定処分又は除外の承認
 - (10) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。ただし、評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬及び費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の設定、処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

第6章 役員、顧問及び相談役

(役員 の 設 置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。
- 3 理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条で準用する一般社団・財団法人法第91条1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 役員は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要と認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 5 監事は、前各項に規定するもののほか、法令上の職務を行う。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、任期の満了又は辞任したことにより、第24条第1項に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員に対する報酬等)

- 第30条 役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

- 第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する理事及び監事の賠償責任について、一般社団・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する要件に該当するときは、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般社団・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第113条第1項第2号に掲げる額(次項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、理事会の決議によって、一般社団・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び一般社団法人・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する外部監事(以下「外部役員」という。)との間に、一般社団・財団法人法第198条において準用される一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を最低責任限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

(顧問・相談役)

- 第32条 この法人に、任意の機関として、2人以下の顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
 - 3 顧問及び相談役は、理事会の決議により理事長が選任し、及び解任する。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。
 - 6 顧問及び相談役には、その職務を遂行するために要する費用の支払をすることができる。
 - 7 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める評議員、理事及び監事の報酬及び費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督

- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 重要な職員の選任及び解任
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款で理事会の職務とされた事項

(開 催)

第35条 理事会は、毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により選出する。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項に規定する議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が選任し、及び解任し、事務局長以外の職員は、理事長が選任し、及び解任する。

4 職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の理事長（代表理事）は田渕和雄とし、常務理事（業務執行理事）は向井 誠とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

指山弘養
池田秀夫
戸上信一
上村春甫
秀島敏行
山本孝之
十時忠秀
山口雅也

定 款

一般財団法人栄仁会

佐賀市鍋島五丁目1番1号
佐賀大学医学部附属病院内